



2025 年 7 月 No. 63

<AI Update> 韓国 AI 基本法の概要

弁護士 殿村 桂司
弁護士 小松 諒
弁護士 政金 悠里香

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日、韓国において、人工知能（AI）の開発・利用に関する包括的な法律である「人工知能の発展と信頼の構築等に関する基本法」（以下「AI 基本法」といいます。）が成立しました¹。これは、韓国政府が国家的な AI 競争力の強化と信頼できる AI 活用基盤の構築を目指し、EU の AI 法（Artificial Intelligence Act）（以下「欧州 AI 法」といいます。）に続き、世界で 2 番目となる AI の規制に関する包括的な法律を制定したものです²。

韓国政府は、AI 技術の急速な発展を踏まえ、2020 年から段階的に AI 規制の整備を進めてきました。AI 基本法は 2024 年に国会に提出され、同年 12 月 26 日に成立したものであり、2026 年 1 月 22 日に施行されることが予定されています³。AI 基本法は、欧州 AI 法と同様に、AI のリスクカテゴリ（AI システムがもたらすリスクの分類）に応じたリスクベースアプローチを採用し、また、事業者カテゴリ（事業者の属性による分類）に応じて異なる義務を課しているなど、欧州 AI 法との類似点が多く見られます。加えて、後記で述べるとおり、韓国国外の事業者への適用もあるため、日本企業もその内容に注意する必要があります。他方で、AI 基本法は、国家的な AI 戦略の策定やガバナンス体制の整備に関する規定、AI 関連の技術開発・インフラ整備・人材育成など、産業界全体の発展に向けた政府の支援方針を示す内容を含む基本法的な側面も有しており、その点では、先日日本で成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」⁴と似た性質も有しているといえます。

本稿では、AI 基本法の概要を紹介するとともに、日本企業への影響や欧州 AI 法との比較など、日本企業が留意すべきポイントについて概観します。

¹ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2V4H1W1T2K5M1O6E4Q9T0V7Q9S0U0

² なお、欧州 AI 法の完全施行は 2027 年 8 月 2 日であるのに対し、韓国の AI 基本法の完全施行は 2026 年 1 月 22 日を予定しているため、完全施行は欧州 AI 法より AI 基本法の方が早い予定となっています。

³ 但し、デジタル医療機器に関する第 2 条第 4 項は 2026 年 1 月 24 日に施行されます。

⁴ 同法の内容については、NO&T Technology Law Update テクノロジー法ニュースレター No.59「<AI Update> 日本の「AI 法」案の概要と実務上のポイント（速報）」をご参照ください。

2. AI 基本法の概要

(1) AI 基本法の構成

AI 基本法は、国家レベルでの AI ガバナンス体制を確立し、AI 産業を体系的に育成するとともに、AI によって生じ得るリスクを予防するための内容で構成されており、主な内容は以下のとおりです。

- ① 国家的な AI の発展と信頼基盤の構築のための推進体制の整備
- ② AI 研究開発、学習用データ、AI データセンター、集積団地など AI 産業の育成支援
- ③ 高影響 AI ・生成型 AI に対する安全 ・信頼基盤の構築

①は、国家的な AI 戦略の策定やガバナンス体制の整備に関するものであり、AI 政策の中核的な方向性を定める事項といえます。科学技術情報通信部（「MSIT」）長官は、関係省庁及び地方自治体の意見を反映し、国家 AI 競争力の強化を目的とした AI 基本計画を 3 年ごとに策定・施行できるとされています（第 6 条）。また、2024 年 9 月に発足した「国家人工知能委員会」（委員長：大統領）の運営に関する法的根拠を整備し（第 7 条）、AI によって生じ得るリスクから国民の生命・身体・財産等を保護する専門機関として「人工知能安全研究所」の設置根拠（第 12 条）も設けられています。

②は、AI 関連の技術開発・インフラ整備・人材育成など、産業界全体の発展に向けた政府の支援方針を示す内容といえます。具体的には、研究開発支援（第 13 条）、標準化（第 14 条）、学習用データ施策の策定（第 15 条）、AI 導入・活用支援（第 16 条）に関する政府支援の根拠を整備しています。また、AI 集積団地の指定（第 23 条）、AI データセンター施策の推進（第 25 条）、AI 融合の促進（第 19 条）を通じ、韓国の AI エコシステムの革新的発展を支援することを規定しています。さらに、AI 専門人材の確保（第 21 条）、中小企業への特別支援（第 17 条）、創業促進（第 18 条）など、AI 時代を牽引する人材育成と中小・新興企業の成長支援についても規定しています。

③は、AI を開発・提供・活用する事業者に対して直接的かつ実務的な影響を及ぼすものであり、事業者の関心も高い事項といえます。具体的には、AI の技術的限界や誤用・濫用などに起因する問題を事前に防止するため、規制対象として「高影響 AI」及び「生成型 AI」を定義し、透明性確保義務（第 31 条）、安全性確保義務（第 32 条）、事業者の責務（第 34 条）が定められている点が挙げられます。また、民間による自律的な AI の安全性・信頼性の検証・認証（第 30 条）、AI 影響評価（第 35 条）への政府支援の根拠も設けられています。

以下では、③に関し、AI ビジネスを行う事業者に影響のある義務及び当該義務の対象となる AI の定義と事業者の定義についてより詳しく紹介します。

(2) 対象となる AI の定義と分類

AI 基本法が対象とする AI 及び AI システムの定義・分類は以下のとおりです。

項目	定義
AI（人工知能） （第 2 条第 1 項）	学習、推論、知覚、判断、言語の理解など、人間が有する知的能力を電子的手法によって具現したもの
AI システム （第 2 条第 2 項）	多様な水準の自律性及び適応性を有し、与えられた目標のために、現実及び仮想環境に影響を及ぼす予測、推薦、決定などの成果物を推論する AI 基盤システム
高影響 AI （第 2 条第 4 項）	人の生命、身体の安全及び基本的人権に重大な影響を及ぼし、又は危険を招くおそれがある AI システムで、法律で列挙する分野（エネルギー、飲料水、保健医療、原子力施設、犯罪捜査、交通手段等）において活用されるもの
生成型 AI （第 2 条第 5 項）	入力したデータの構造及び特性を模倣して、文章、音声、画像、映像、その他の多様な成果物を生成する AI システム

大規模 AI システム (第 32 条第 1 項)	学習に使用された累積演算量が大統領令で定める基準以上である AI システム
------------------------------	---------------------------------------

(3) 対象となる事業者の定義と分類

AI 基本法において、義務が課せられることとなる主体は「AI 事業者」と定義されています（第 2 条第 7 項柱書）。AI 事業者は、AI 産業に関連した事業を行う者であり、「AI 開発事業者」又は「AI 利用事業者」のいずれかに該当する法人、団体、個人及び国家機関等をいいます。AI 事業者に含まれることとなる、AI 開発事業者（第 2 条第 7 項力（ガ））と AI 利用事業者（第 2 条第 7 項ナ（ナ））は、以下のように定義されています。

- ① AI 開発事業者 AI を開発し、提供する者
- ② AI 利用事業者 AI 開発事業者が提供した AI を利用して、AI 製品又は AI サービスを提供する者

上記のとおり、AI 基本法が対象とするのは AI 開発事業者と AI 利用事業者であり、AI システムをユーザーとして利用するにとどまる場合は対象となる事業者には含まれません。そのため、単に AI を利用するにとどまる場合は、AI 基本法における AI 事業者に対する義務は課されないこととなります。

(4) 事業者の義務

AI 基本法が定める AI 事業者の主な義務は以下のとおりです。

① 高影響 AI に関する義務

- (a) 高影響 AI を利用した製品・サービスを提供する場合、当該製品・サービスが高影響 AI に基づいて運用されていることを利用者に事前に告知する義務（第 31 条第 1 項）
- (b) 自身の AI 又はこれを利用した製品・サービス AI の高影響 AI への該当性を事前に検討する義務（必要に応じて MSIT にその確認を要請することが可能）（第 33 条）
- (c) 高影響 AI 又はこれを利用した製品・サービスを提供する場合、以下の各措置を実施する義務（第 34 条）
 - ✓ リスク管理方針の策定及び運用
 - ✓ AI が導き出した最終結果、結果導出に用いた主要基準、学習用データの概要等に関する説明方針の策定及び実施
 - ✓ 利用者保護措置の策定及び運用
 - ✓ 高影響 AI に対する人的な管理・監督
 - ✓ 安全性・信頼性確保措置の文書化及び保管
 - ✓ その他、高影響 AI の安全性・信頼性確保のために国家 AI 委員会が定める事項
- (d) 高影響 AI を利用した製品・サービスを提供する場合、事前に人の基本的人権に対する影響評価を行うよう努力する義務（第 35 条）

② 生成型 AI に関する義務

- (a) 生成型 AI を利用した製品・サービスを提供する場合、当該製品・サービスが生成型 AI に基づいて運用されていることを利用者に事前に告知する義務（第 31 条第 1 項）
- (b) 生成型 AI 又はこれを利用した製品・サービスを提供する場合、その成果物が生成型 AI によって生成されたことを表示する義務（同条第 2 項）
- (c) AI システムを利用して、現実と区別が困難な仮想の音声、画像又は映像などの成果物（ディープフェイク）を提供する場合、当該成果物が AI によって生成されたことを告知又は表示する義務⁵（同条第 3 項）

⁵ この義務は必ずしも生成型 AI のみに限定されるものではないものの、主に生成型 AI において問題となるため、「②生成型 AI に関する義務」において記載しています。

③ 大規模 AI システムに関する義務

大規模 AI システムについて以下の措置を実施し、その結果を MSIT に提出する義務（第 32 条）

- ✓ AI のライフサイクル全般にわたるリスクの識別、評価及び緩和措置
- ✓ AI 関連の安全事故をモニタリング及び対応するリスク管理体制の構築

④ 国外事業者に関する義務

一定規模以上（利用者数・売上高等が大統領令で定める基準に該当する者）の国外 AI 事業者（国外 AI 事業者に対する AI 基本法の適用については、後記 3 において説明します。）は、国内代理人を指定し、届け出る義務を負います（第 36 条）。国内代理人は、韓国国内に住所又は営業所を有する者とされています（第 36 条第 2 項）。

国内代理人は、以下の業務を代理します。

- ✓ 大規模 AI に係る安全性確保措置の結果提出（第 32 条）
- ✓ 高影響 AI への該当性の確認要請（第 33 条）
- ✓ 高影響 AI に係る安全性・信頼性確保措置の実施支援（第 34 条）

(5) 事実調査・罰則

MSIT は、透明性確保義務（第 31 条）、安全性確保義務（第 32 条）又は高影響 AI に係る安全性・信頼性確保義務（第 34 条）について事業者の違反の疑いがある場合、事実調査を実施できるものとされています（第 40 条第 1 項）。また、透明性確保義務（第 31 条）、国内代理人の指定義務（第 36 条）又は上記事実調査に基づく停止又は是正命令に違反した場合、3000 万ウォン以下の罰金が課せられます（第 43 条第 1 項）。

(6) ガイドライン等の策定

韓国政府は、AI 基本法の下位法令について、企業の準備期間を考慮し、2025 年下半期中の制定を目標としています。また、現在、施行令案を非公開で策定中であり、7 月中旬頃に告示とガイドラインと共に施行令案を公開する予定であるとされています⁶。

3. 日本企業への影響

AI 基本法は、韓国国外で行われた行為であっても、韓国国内の市場又は利用者に影響を及ぼす場合には適用するとされています（第 4 条）。そのため、日本企業も事業活動次第ではその適用を受ける可能性があります。また、上記 2.(4)のとおり、韓国国内に住所又は営業所がない韓国国外の AI 事業者であっても、AI 基本法の適用を受ける場合、その AI 事業が一定規模以上のときは、国内代理人の指定・届出義務を負うことになります。

4. 欧州 AI 法との比較

AI 基本法は、欧州 AI 法のリスクベースアプローチに一定程度準拠しつつも、以下のような相違点があります。

欧州 AI 法においては、リスクが最も高い AI プラクティスについては禁止するとともに、人の安全、生命や基本的人権に対する明白な脅威をもたらす場合、AI システムを「高リスク」と分類しており、AI 基本法も「高影響 AI」について同様の定義を採用しています。しかし、AI 基本法においては、リスク評価がどれほど高くとも AI システムを全面的に禁止するものではありません。また、罰則について見ると、欧州 AI 法に違反した場合の罰金は最大

⁶ AI 基本法上、大規模 AI システムの定義や国内代理人の指定義務を負う海外 AI 事業者の規模については大統領令において定めるものとされているほか、高影響 AI 該当性の確認義務の履行に関し必要な事項については告示、高影響 AI の基準や例示等についてはガイドラインにおいてそれぞれ定めるものとされており、これらの下位法令等はいずれも法的拘束力があると考えられます。

3,500 万ユーロ（約 57 億円）又は全世界年間売上高の 7%の罰金を科しているのに対し、AI 基本法に違反した場合の罰金は最大 3,000 万ウォン（約 300 万円）に留まっており、その金額に大きな差異があります。

そのため、AI 事業者に対する制約の度合い及び罰則の重さの観点で、AI 基本法が AI 事業者に与える影響度は欧州 AI 法と比べると相対的に小さいといえますが、国内代理人の指定が必要になるなど、AI 事業者の事業に与える影響度は大きいものといえます。

5. 今後の見通しと日本企業の対応

上記のとおり、AI 基本法は、韓国国内に拠点を有しない企業であっても適用対象となる可能性があるため、日本企業にとっても一定の影響を与えるものとなることが予想されます。他方で、大規模 AI システムの定義や国内代理人の指定義務を負う海外 AI 事業者の規模など、下位法令やガイドラインにおける補完が想定されている点もあるため、今後の動向を把握する必要があります。

また、2025 年 6 月に発足した李在明政権は、韓国を「AI のトップ 3 ケ国」の 1 つにすることを目標に据え、大統領府内に AI 政策を統括・調整する「AI 政策上級秘書官」を新設するとともに、全国的な AI 転換戦略の策定・推進を担う「AI 戦略機構」を設置する計画を打ち出しました。また、AI 基本法の下位法令を早期に整備する方針も示しています。新政権のイニシアチブの下で、AI に関する様々な施策が行われる可能性があり、その動向にも注目する必要があります。

2025 年 7 月 23 日

[執筆者]

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンス等企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018年～2019年経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2024年～内閣府「AI制度研究会」構成員、経済産業省「AI利活用に伴う契約時の留意事項検討会」委員。

日本経済新聞社の2024年「企業法務税務・弁護士調査」のAI・テック・データ分野にて第1位に選出。国際的にもALBのAsia Super 50 TMT Lawyers 2024のほか、Chambers Asia-Pacific、Legal 500 Asia Pacific等の国際的な評価媒体においても日本のTMT分野等でBand 1等に選出されている。

**小松 諒**（弁護士・カウンセラー）

akira_komatsu@noandt.com

AI・スマートシティ・web3・メタバースなどのテクノロジー関連法務を中心に、ベンチャー投資・スタートアップ法務、メディア/エンタテインメント・スポーツ関連法務、不動産、紛争解決など企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018年 University of Washington School of Law 卒業(LL.M.)。2018年～2019年 University of California, Berkeley, School of Law 客員研究員。2019年～2021年三井不動産株式会社勤務。2022年株式会社 Preferred Networks 勤務。

**政金 悠里香**（弁護士）

yurika_masakane@noandt.com

2023年 University of Pennsylvania Law School 卒業(LL.M. with Wharton Business & Law Certificate)。2023年～2024年 Lee&Ko（ソウル）勤務。韓国を含むアジア各国とのクロスボーダー案件に関するアドバイスを提供している。建設・インフラストラクチャー、発電プロジェクト/再生可能エネルギー、プロジェクトファイナンス、不動産取引に関する案件を主に取り扱っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

NO&T Technology Law Update 〜テクノロジー法ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。